

## 市が条例で指定する寄附金団体について

所得税における寄附金控除の対象となる寄附金(国・政党等への寄附金を除く)のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、秩父市が条例指定したものについては、個人市民税の寄附金控除の対象となります。

秩父市が条例で指定する寄附金は、下記に該当するものです。

所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金(社会福祉法人・公益社団法人・学校法人等)のうち、

- 1 秩父市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- 2 秩父市内で活動しているが、主たる事業所が秩父市内に所在しない法人で、規則で定めるところにより、市長が指定した寄附金

▶ 秩父市が指定する寄附金団体 H30.1.1 現在

### 1 秩父市内に主たる事務所を有する法人

No.	法人等種別	法人等名	主たる事務所の所在地
1	社会福祉法人	秩父正峰会	秩父市荒川贄川 1088
2	社会福祉法人	清心会	秩父市山田 1199-2
3	社会福祉法人	一葉会	秩父市金室町 11-4
4	社会福祉法人	覚保会	秩父市大畑町 5-4
5	社会福祉法人	くわの実会	秩父市黒谷 1163-1
6	社会福祉法人	恵明会	秩父市荒川上田野 993-1
7	社会福祉法人	しののめ福祉会	秩父市山田 1404-1
8	社会福祉法人	秩父市社会福祉事業団	秩父市蒔田 1977
9	社会福祉法人	秩父福祉会	秩父市吉田久長 186-1
10	社会福祉法人	藤香会	秩父市日野田町 2-22-29
11	社会福祉法人	ちちぶ慈洋福祉会	秩父市大野原字宿西 786
12	社会福祉法人	秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14
13	公益社団法人	秩父市シルバー人材センター	秩父市野坂町 1-13-14
14	公益社団法人	秩父青年会議所	秩父市宮側町 1-7

## 2 市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則に定めるところにより市長が指定した法人等

No.	法人等種別	法人等名	主たる事務所の所在地
1	更生保護法人	埼玉県更生保護観察協会	さいたま市浦和区高砂 3-16-58 さいたま保護観察所内
2	更生保護法人	清心寮	さいたま市浦和区岸町 7-12-19
3	国立大学法人	埼玉大学	さいたま市桜区下大久保 255
4	社会福祉法人	みな福祉会	秩父郡皆野町下日野沢 3906-3

### ▶ 指定手続きについて

- 1 秩父市内に主たる事務所を有する法人**  
条例で包括的に指定しているため、市に対して指定の申請などをしていただく必要はありません。
- 2 秩父市内で活動しているが、主たる事業所が秩父市内に所在しない法人**  
秩父市から指定を受けるための申請手続きが必要です。申請方法等、詳しくは、お問い合わせください。